令和５年度　市民税・都民税の申告について

□この申告書は、次の方に送付しています
- 前年度に市民税・都民税の申告をされた方（収入のない被扶養者を除く）

□申告が必要な方
- 右の「申告の必要がない方」にあてはまらない方
- 公的年金等の収入金額が400万円以下であり、それ以外の所得が20万円以下である方で、公的年金の源泉徴収票に記載のない控除を受ける場合
- 給与所得のみの方で、勤務先があきる野市に給与支払報告書を提出していない場合　…など

□申告の際に持参していただくもの
- 同封の申告書
- 申告者のマイナンバーカード又は通知カード
  ※通知カードの場合は、運転免許証・パスポートなど本人確認ができる書類が必要となります。また、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限ります。
- 令和４年中の収入・支出を証明するもの（源泉徴収票・収支明細書など）
- 控除に必要な生命保険・地震保険の証明書、社会保険・医療費控除の明細書など
- 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳など

□申告の必要がない方
- 所得税の確定申告をされる方
- 前年中の所得が給与所得のみで、勤務先からあきる野市に給与支払報告書が提出されている方
- 前年中の所得が公的年金等の所得のみで、年金支払者からあきる野市に公的年金等支払報告書が提出されている方
  ※公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除を受ける場合は、申告が必要となります。
  ※遺族年金・障害年金などの非課税年金のみで税証明が必要な方は、申告が必要となります。
- 市内の方に扶養されている方（扶養者が年末調整または確定申告などで扶養の申告をする必要があります。）
  ※他市に住んでいる方の扶養親族になっている場合は、申告が必要となります。

申告書の
提出期限は
３月１５日です。

◎源泉徴収票・控除証明書等を添付している方は、金額等の記入は省略できます。（転記する必要はありません。）
※ただし、扶養している扶養親族の氏名等については、必ず記入してください。
◎証明書がない所得（営業等）や控除などを申告（追加）する場合は、それぞれの項目に金額等を記入してください。
特に社会保険料（納付書でお支払いされた国民健康保険税や介護保険料など）は必ず記入してください。
◎収入がなかった方でも、国民健康保険税や各種福祉制度等の基礎資料のため、申告が必要な場合があります。

申告書の記入の仕方

○収入がなかった方は 申告書（表） の収入のなかった方へに記入

① 営業等、不動産、配当、雑（業務・その他）、一時、譲渡所得などがある方は、その所得の収入金額を①に記入し、経費を差し引いた後の所得金額を 申告書（裏） ４～６に記入してください。
（ 申告書（裏） ４～６に必要事項を記入し､収支内訳書など添付してください。）
※業務とは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。

② 給与収入金額を記入、又は専従者給与収入金額を記入してください。
（源泉徴収票がない方は 申告書（裏） ３に内訳を記入してください。）

③ 年金収入金額を記入してください。

④ 支払った社会保険料を④に記入してください。
※国民年金保険料、国民年金基金掛金の支払がある場合は、控除証明書を添付してください。

⑤ 支払った小規模企業共済等掛金を記入し、支払った証明書を添付してください。

⑥ 寡婦またはひとり親に該当する場合は、該当区分にレを記入してください。

⑦ 勤労学生である場合は学校名を記入し、証明書を添付してください。

⑧ 本人または扶養親族が障害者控除に該当する場合は、該当する項目にレもしくは○を付け、級（度）を記入し、手帳の提示又は写しを添付してください。

⑨ 令和４年12月31日において生計を一にし、合計所得金額が133万円以下の配偶者の氏名・生年月日・合計所得金額などを記入してください。
※配偶者特別控除は夫婦間でお互いに適用を受けることはできません。
（ 申告書（裏） ７に個人番号を記入してください。）

⑩ 令和４年12月31日において生計を一にし、合計所得金額が48万円以下の扶養親族の氏名・続柄・生年月日などを記入してください。
※扶養控除等は、被扶養者一人に対して複数の人が控除等の適用を受けることはできません。
（ 申告書（裏） ７に個人番号を記入してください。）

⑪ ⑨⑩のうち別居の親族の氏名・住所を記入してください。

⑫ 医療費控除又はセルフメディケーション税制を申告する場合は、適用する項目にチェックを入れ、支払った金額を⑫の１に記入し、補てんされた金額（生命保険や社会保険等により）を⑫の２に記入してください。
※30年度より、医療費の領収書等の添付が不要となりました。医療費控除の明細書を作成し、添付してください。

⑬ 寄附金税額控除については裏面を参照し、記入してください。

○給与・公的年金等に係る所得以外（令和５年４月１日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・都民税の納税方法を 申告書（裏） 10に記入してください。
※制度上、希望する納税方法と異なる場合があります。

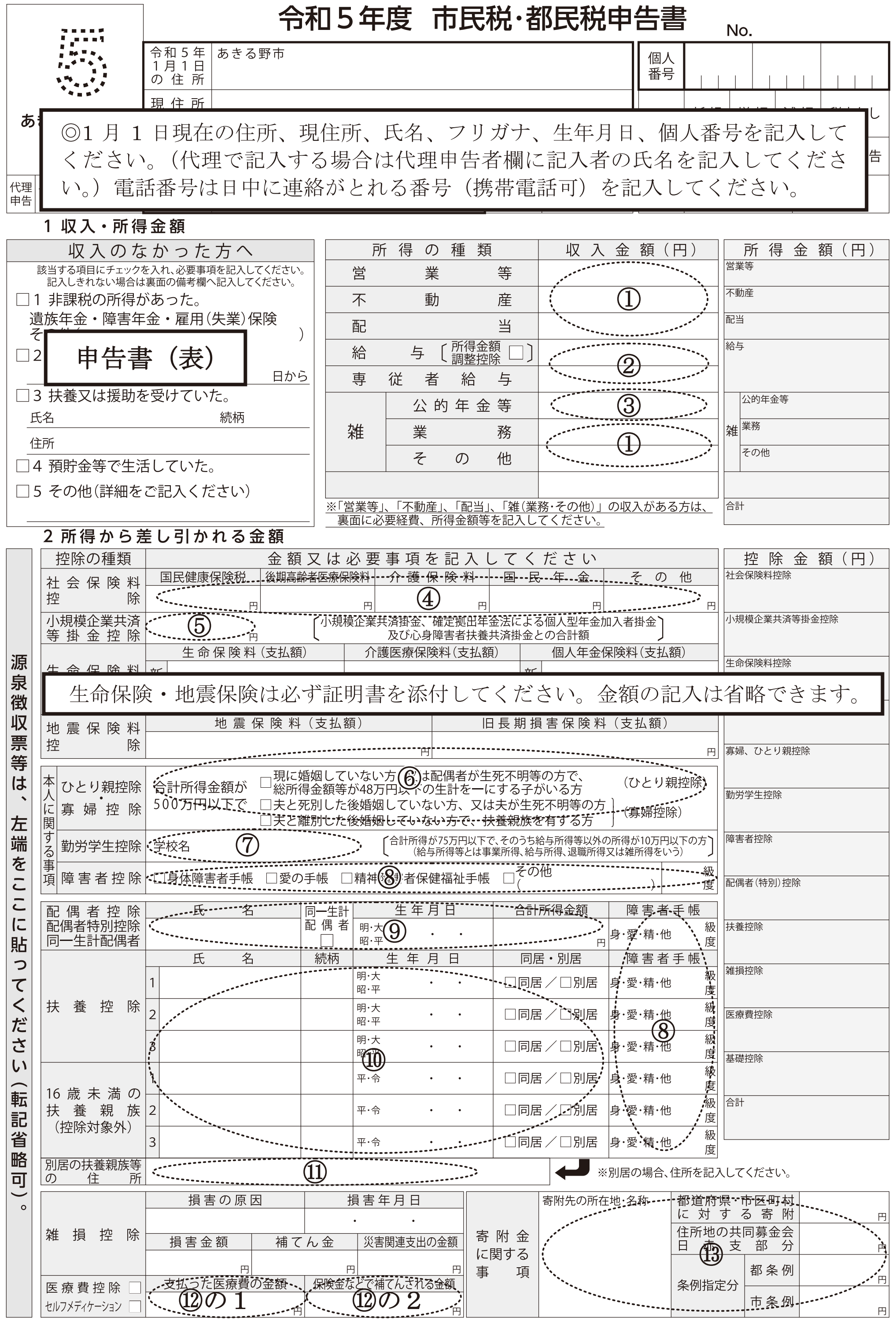
令和５年度　市民税·都民税申告書

No.

5

令和５年１月１日の住所	あきる野市	個人番号	
現住所			

代理申告

◎１月１日現在の住所、現住所、氏名、フリガナ、生年月日、個人番号を記入してください。（代理で記入する場合は代理申告者欄に記入者の氏名を記入してください。）電話番号は日中に連絡がとれる番号（携帯電話可）を記入してください。

１ 収入・所得金額

収入のなかった方へ

該当する項目にチェックを入れ、必要事項を記入してください。記入しきれない場合は裏面の備考欄へ記入してください。

□１ 非課税の所得があった。
遺族年金・障害年金・雇用（失業）保険
そ（　　）

□２　日から

申告書（表）

□３ 扶養又は援助を受けていた。
氏名　続柄
住所

□４ 預貯金等で生活していた。

□５ その他（詳細をご記入ください）

所得の種類		収入金額（円）	所得金額（円）
営業等			営業等
不動産		①	不動産
配当			配当
給与〔所得金額調整控除 □〕		②	給与
専従者給与			
雑	公的年金等	③	雑 公的年金等
	業務	①	業務
	その他		その他
			合計

※「営業等」、「不動産」、「配当」、「雑（業務·その他）」の収入がある方は、裏面に必要経費、所得金額等を記入してください。

２ 所得から差し引かれる金額

源泉徴収票等は、左端をここに貼ってください（転記省略可）。

控除の種類	金額又は必要事項を記入してください
社会保険料控除	国民健康保険税　円 後期高齢者医療保険料　円 介護保険料　④　円 国民年金　円 その他　円
小規模企業共済等掛金控除	⑤　円〔小規模企業共済掛金、確定拠出年金法による個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金との合計額〕
生命保険料控除	生命保険料（支払額）　新 介護医療保険料（支払額） 個人年金保険料（支払額）　新
地震保険料控除	地震保険料（支払額）　円 旧長期損害保険料（支払額）　円

生命保険・地震保険は必ず証明書を添付してください。金額の記入は省略できます。

本人に関する事項		
ひとり親控除・寡婦控除	合計所得金額が500万円以下で ⑥	□現に婚姻していない方⑥は配偶者が生死不明等の方で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいる方（ひとり親控除） □夫と死別した後婚姻していない方、又は夫が生死不明等の方 □夫と離別した後婚姻していない方で、扶養親族を有する方（寡婦控除）
勤労学生控除	学校名 ⑦	〔合計所得が75万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下の方（給与所得等とは事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいう）〕
障害者控除	□身体障害者手帳　□愛の手帳　□精神⑧者保健福祉手帳　□その他（　）	級度

配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	氏名	同一生計配偶者	生年月日	合計所得金額	障害者手帳
		□	明·大 昭·平 ⑨　・　・	円	身·愛·精·他　級度

		氏名	続柄	生年月日	同居・別居	障害者手帳
扶養控除	1			明·大 昭·平　・　・	□同居／□別居	身·愛·精·他　級度
	2			明·大 昭·平　・　・	□同居／□別居	身·愛·精·他 ⑧　級度
	3			明·大 昭·平 ⑩　・　・	□同居／□別居	身·愛·精·他　級度
16歳未満の扶養親族（控除対象外）	1			平·令　・　・	□同居／□別居	身·愛·精·他　級度
	2			平·令　・　・	□同居／□別居	身·愛·精·他　級度
	3			平·令　・　・	□同居／□別居	身·愛·精·他　級度
別居の扶養親族等の住所	⑪					

※別居の場合、住所を記入してください。

雑損控除	損害の原因		損害年月日
			・　・
	損害金額	補てん金	災害関連支出の金額
	円	円	円
医療費控除 □ セルフメディケーション □	支払った医療費の金額 ⑫の１　円	保険金などで補てんされる金額 ⑫の２　円	

寄附金に関する事項	寄附先の所在地·名称		
	⑬	都道府県・市区町村に対する寄附	円
		住所地の共同募金会日赤支部分	円
		条例指定分　都条例	円
		条例指定分　市条例	円

控除金額（円）
社会保険料控除
小規模企業共済等掛金控除
生命保険料控除
寡婦、ひとり親控除
勤労学生控除
障害者控除
配偶者（特別）控除
扶養控除
雑損控除
医療費控除
基礎控除
合計

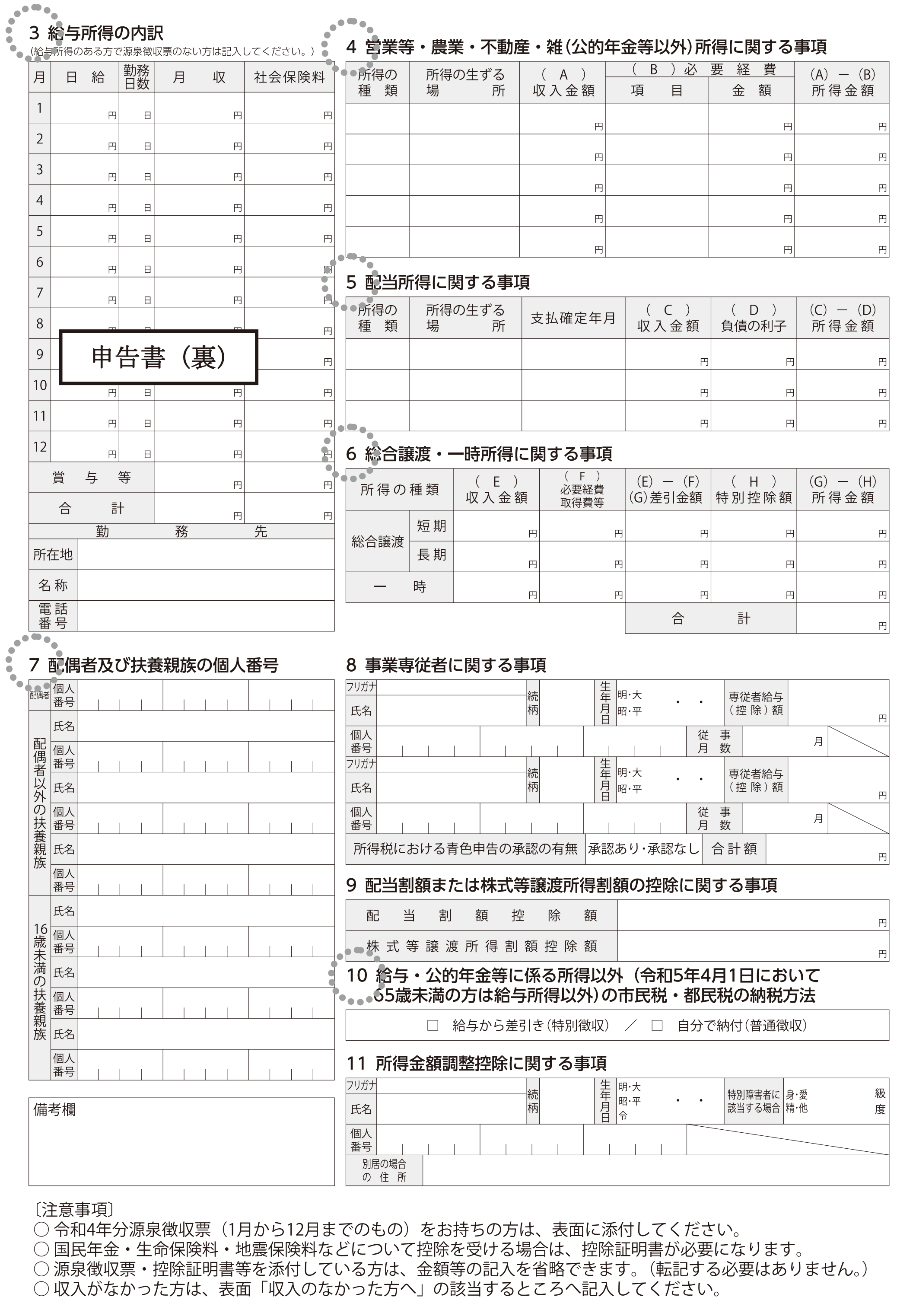
３ 給与所得の内訳
（給与所得のある方で源泉徴収票のない方は記入してください。）

月	日給	勤務日数	月収	社会保険料
1	円	日	円	円
2	円	日	円	円
3	円	日	円	円
4	円	日	円	円
5	円	日	円	円
6	円	日	円	円
7	円	日	円	円
8				円
9				円
10	円	日	円	円
11	円	日	円	円
12	円	日	円	円
賞与等			円	円
合計			円	円

申告書（裏）

勤務先	
所在地	
名称	
電話番号	

４ 営業等・農業・不動産・雑（公的年金等以外）所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	（A）収入金額	（B）必要経費 項目	（B）必要経費 金額	（A）－（B）所得金額
		円		円	円
		円		円	円
		円		円	円
		円		円	円
		円		円	円

５ 配当所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	（C）収入金額	（D）負債の利子	（C）－（D）所得金額
			円	円	円
			円	円	円
			円	円	円

６ 総合譲渡・一時所得に関する事項

所得の種類		（E）収入金額	（F）必要経費取得費等	（E）－（F）（G）差引金額	（H）特別控除額	（G）－（H）所得金額
総合譲渡	短期	円	円	円	円	円
	長期	円	円	円	円	円
一時		円	円	円	円	円
				合計		円

７ 配偶者及び扶養親族の個人番号

配偶者	個人番号	
配偶者以外の扶養親族	氏名	
	個人番号	
	氏名	
	個人番号	
	氏名	
	個人番号	
16歳未満の扶養親族	氏名	
	個人番号	
	氏名	
	個人番号	
	氏名	
	個人番号	

備考欄

８ 事業専従者に関する事項

フリガナ 氏名		続柄		生年月日	明·大 昭·平　・　・	専従者給与（控除）額	円
個人番号				従事月数	月		
フリガナ 氏名		続柄		生年月日	明·大 昭·平　・　・	専従者給与（控除）額	円
個人番号				従事月数	月		
所得税における青色申告の承認の有無	承認あり·承認なし	合計額	円				

９ 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

10 給与・公的年金等に係る所得以外（令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・都民税の納税方法

□　給与から差引き（特別徴収）　／　□　自分で納付（普通徴収）

11 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ 氏名		続柄		生年月日	明·大 昭·平 令　・　・	特別障害者に該当する場合	身·愛 精·他　級度
個人番号							
別居の場合の住所							

〔注意事項〕
○ 令和4年分源泉徴収票（1月から12月までのもの）をお持ちの方は、表面に添付してください。
○ 国民年金・生命保険料・地震保険料などについて控除を受ける場合は、控除証明書が必要になります。
○ 源泉徴収票・控除証明書等を添付している方は、金額等の記入を省略できます。（転記する必要はありません。）
○ 収入がなかった方は、表面「収入のなかった方へ」の該当するところへ記入してください。

◆ 均 等 割

●均等割の税額

個人の住民税の均等割は、次のように定められています。

市町村民税（年　額）	**3,500**円
都　民　税（年　額）	**1,500**円

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、市民税及び都民税の均等割額は、それぞれ、これまでの金額に500円を加算した金額となります。（平成26年度から令和５年度まで）

◆ 所 得 割

●所得割の計算方法

所得割の税額は、一般に次のような方法で計算されます。

（所得金額−所得控除額）×税率−調整控除−税額控除
課税所得金額
−配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除＝所得割額

※控除しきれない配当割額、株式等譲渡所得割額は還付または充当されます。

• 所得割の税額（総合課税）

課税所得の段階	標　準　税　率	
	市民税	都民税
一　律	6％	4％

• 人的控除額の差に基づく負担増の減額措置（調整控除）

税源移譲に伴い生じる所得税と住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく負担増を調整するため、次により求めた金額を所得割から控除します。

①個人住民税の合計課税所得金額が200万円以下の人
　アとイのいずれか小さい額の５％（市民税 ３％、都民税 ２％）
　　ア 人的控除額の差の合計額
　　イ 個人住民税の合計課税所得金額
②個人住民税の合計課税所得金額が200万円超の人
　{人的控除額の差の合計額－（個人住民税の合計課税所得金額－200万円）｝の５％（市民税 ３％、都民税 ２％）
　ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とします。

※上記の合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税山林所得金額及び課税退職金額の合計額です。

※合計所得金額2,500万円超の場合、調整控除は適用されません。

【住民税と所得税の主な人的控除の差額】

控　除　の　種　類	住民税	所得税	差額
基礎控除（納税義務者の所得によって額は変わります。）	43万円	48万円	5万円
一般配偶者（※）・一般扶養控除（16～18歳 23～69歳）	33万円	38万円	5万円
老人配偶者控除（※）・老人扶養（70歳～）	38万円	48万円	10万円
特定扶養控除（19～22歳）	45万円	63万円	18万円

※納税義務者･配偶者の所得によって額は変わります。

• 税額控除

① 配当控除

区　分	市民税	都民税
課税総所得金額等が1,000万円以下の部分の配当所得金額	1.6%	1.2%
課税総所得金額等が1,000万円を超える部分の配当所得金額	0.8%	0.6%

※配当の内容により控除率が変わる場合があります。

※申告不要の配当所得・株式等譲渡所得について
地方税が特別徴収された配当所得・株式等譲渡所得は申告を要しませんが、納税者本人が有利であると判断した場合には所得として申告することもできます。

② 寄附金税額控除

基本控除	次のうちいずれか小さい額を控除する。 （①都道府県、市町村もしくは特別区に対する寄附金、都道府県共同募金会もしくは日本赤十字社の支部に対する寄附金又は※1所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金等のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該都道府県もしくは市町村が条例で定めたものの合計額 ②総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の30％ ※1 控除の対象となる寄附金、控除開始年度は各都道府県各市町村の条例により異なります。 −2,000円）× 市民税 6％ 都民税 4％
特例控除	都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金については基本控除に加え、特例控除が加算される。 ※ただし、所得割の20％を上限とする。 （都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金の合計額 −2,000円）×（90％−所得税の限界税率）× 市民税 3/5 都民税 2/5

●所得の種類と所得金額の計算方法

所　得　の　種　類		所　得　金　額　の　計　算　方　法	
事業（営業等）所得	販売業、製造業、飲食業、医師、弁護士、外交員など	収入金額－必要経費＝事業（営業等）所得の金額	
農業所得	農産物の生産、果樹、家畜、養蚕など	収入金額－必要経費＝農業所得の金額	
不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額	
配当所得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額	
給与所得	サラリーマンの給料など	給与所得の速算表参照	
雑所得	公的年金等、原稿料など他の所得にあてはまらない所得、報酬、謝礼	公的年金等	公的年金等に係る雑所得の速算表参照
		業　務	収入金額－必要経費＝雑所得（業務）の金額
		その他	収入金額－必要経費＝雑所得（その他）の金額
一時所得	生命保険の満期保険金など一時的に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額（50万円）＝一時所得の金額 （課税される一時所得は一時所得金額の2分の1）	

●所得金額調整控除

1　給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額から850万円を控除した金額の10％に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。
　なお、給与等の収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円となります。
（１）本人が特別障害者に該当する場合　（２）年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
（３）特別障害者である同一生計配偶者を有する場合　（４）特別障害者である扶養親族を有する場合

2　給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。
　なお、給与所得及び公的年金雑所得が、それぞれ10万円を超える場合は、10万円が限度となります。

令和４年分　給与所得の速算表

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
から	まで		
550,999円まで		0円	
551,000円	1,618,999円	給与等の収入金額の合計額から550,000円を控除した金額	
1,619,000円	1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円	1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円	1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円	1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円	1,799,999円	給与等の 収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。（算出金額：A）	「A×2.4＋100,000円」で求めた金額
1,800,000円	3,599,999円		「A×2.8－80,000円」で求めた金額
3,600,000円	6,599,999円		「A×3.2－440,000円」で求めた金額
6,600,000円	8,499,999円	「収入金額×0.9－1,100,000円」で求めた金額	
8,500,000円以上		「収入金額－1,950,000円」で求めた金額	

令和４年分　公的年金等に係る雑所得の速算表

受給者の年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等雑所得の金額
65歳以上	3,300,000円未満	収入金額－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円
65歳未満	1,300,000円未満	収入金額－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×0.85－685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×0.95－1,455,000円
	10,000,000円以上	収入金額－1,955,000円

※公的年金等以外の所得金額が1,000万円を超える場合は控除額を10万円減額
※公的年金等以外の所得金額が2,000万円を超える場合は控除額を20万円減額

●所得控除

<table>
<tr><th>種　類</th><th>控　除　額</th></tr>
<tr><td>1 社会保険料控除</td><td>支払った額</td></tr>
<tr><td>2 小規模企業共済等掛金控除</td><td>支払った額</td></tr>
<tr><td>3 生命保険料控除</td><td>（1）平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新制度適用契約）
（a）介護医療保険料控除（上限控除額）28,000円
（b）一般生命保険料控除（上限控除額）28,000円
（c）個人年金保険料控除（上限控除額）28,000円
※（a）＋（b）＋（c）の合計額の上限は70,000円
<table>
<tr><th>支払った保険料等</th><th>控　除　額</th></tr>
<tr><td>12,000円以下</td><td>支払った保険料等の全額</td></tr>
<tr><td>12,001円～32,000円</td><td>支払った保険料等の1/2＋6,000円</td></tr>
<tr><td>32,001円～56,000円</td><td>支払った保険料等の1/4＋14,000円</td></tr>
<tr><td>56,001円以上</td><td>28,000円</td></tr>
</table>
（2）平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧制度適用契約）
（a）一般生命保険料控除（上限控除額）35,000円
（b）個人年金保険料控除（上限控除額）35,000円
※（a）＋（b）の合計額の上限は70,000円
<table>
<tr><th>支払った保険料等</th><th>控　除　額</th></tr>
<tr><td>15,000円以下</td><td>支払った保険料等の全額</td></tr>
<tr><td>15,001円～40,000円</td><td>支払った保険料等の1/2＋7,500円</td></tr>
<tr><td>40,001円～70,000円</td><td>支払った保険料等の1/4＋17,500円</td></tr>
<tr><td>70,001円以上</td><td>35,000円</td></tr>
</table>
※（1）と（2）両方の保険契約等に係る控除がある場合
（1）新制度適用契約と（2）旧制度適用契約の両方をご契約されている場合は、一般生命保険料控除と個人年金保険料控除については、各控除ごとに（a）新契約のみで申告、（b）旧契約のみで申告、（c）新旧両契約で申告の3通りのいずれかを選択できます。
※（c）を選択される場合は、それぞれの合計額が申告額となりますが、限度額28,000円です。</td></tr>
<tr><td>4 地震保険料控除（旧長期損害保険料控除）</td><td>●支払った保険料のすべてが地震保険契約に係るものである場合
支払った保険料の1/2（限度額　25,000円）
●支払った保険料のすべてが旧長期損害保険契約に係るものである場合
①支払った保険料が5,000円以下の場合には……………………支払った保険料全額
②支払った保険料が5,000円を超え15,000円以下の場合には………………………………………支払った保険料の1/2＋2,500円
③支払った保険料が15,000円を超える場合には ………………… 10,000円
●支払った保険料が地震保険契約に係るものと旧長期損害保険契約に係るものと両方である場合
地震保険料で計算した金額と旧長期損害保険料で計算した金額との合計額
（限度額　25,000円）
注）一つの損害保険契約等が、地震保険料と旧長期損害保険料のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約のみを選択するものとします。
※旧長期損害保険契約とは、満期返戻金等のあるもので保険（共済）期間が10年以上で、平成18年12月31日までに締結したものをいいます。</td></tr>
<tr><td>5 寡婦控除</td><td>納税義務者が寡婦である場合には（適用要件有）………………………… 26万円</td></tr>
<tr><td>6 ひとり親控除</td><td>納税義務者がひとり親である場合には（適用要件有）……………………… 30万円</td></tr>
<tr><td>7 勤労学生控除</td><td>納税義務者が勤労学生である場合には（適用要件有）……………………… 26万円</td></tr>
<tr><td>8 障害者控除</td><td>障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき ……………………………… 26万円
（特別障害者については……… 30万円）
納税義務者またはその配偶者もしくは納税義務者と生計を一にしているその他の親族と同居している特別障害者である扶養親族は1人につき ……………………………… 53万円</td></tr>
<tr><td>9 配偶者控除
10 配偶者特別控除</td><td>合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者を有する場合、配偶者の合計所得金額に応じた額を控除することができます。
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="3">納税（義務）者の合計所得金額</th></tr>
<tr><th>900万円以下</th><th>900万円超
950万円以下</th><th>950万円超
1,000万円以下</th></tr>
<tr><td rowspan="2">配偶者控除</td><td>48万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr>
<tr><td>70歳以上の場合</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr>
<tr><td rowspan="9">配偶者特別控除</td><td>48万円超100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr>
<tr><td>100万円超105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr>
<tr><td>105万円超110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr>
<tr><td>110万円超115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr>
<tr><td>115万円超120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr>
<tr><td>120万円超125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr>
<tr><td>125万円超130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr>
<tr><td>130万円超133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr>
<tr><td>133万円超</td><td>0万円</td><td>0万円</td><td>0万円</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>11 扶養控除</td><td>●一般の扶養親族1人につき（16～18歳・23～69歳）………… 33万円
●特定扶養親族1人につき（19～22歳）………………………… 45万円
●老人扶養親族1人につき（70歳以上）………………………… 38万円
●納税義務者またはその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族は1人につき ………………………………………… 45万円</td></tr>
<tr><td>12 雑損控除</td><td>次のいずれかの大きい額
①（損失の金額 − 保険等により補てんされた額）−（総所得金額等×1/10）
②（災害関連支出の金額）− 5万円</td></tr>
<tr><td>13 医療費控除</td><td>（支払った医療費 − 保険等により補てんされた額）− {（総所得金額等5/100）または10万円のいずれか小さい額}（限度額200万円）
（支払った特定一般用医薬品等購入費 − 保険等により補てんされた額）−1万2千円（限度額8万8千円）</td></tr>
<tr><td>14 基礎控除</td><td>【合計所得金額】
2,400万円以下 ………………………………… 43万円
2,400万円超から2,450万円以下 …………………… 29万円
2,450万円超から2,500万円以下 …………………… 15万円
2,500万円超 …………………………………… 0円</td></tr>
</table>

【年齢について】16～18歳とは、H16年1月2日～H19年1月1日の間に生まれた方
19～22歳とは、H12年1月2日～H16年1月1日の間に生まれた方
23～69歳とは、S28年1月2日～H12年1月1日の間に生まれた方
70歳以上とは、S28年1月1日以前に生まれた方